

下水道処理施設維持管理業者の登録に関し下水道管理 指導室長が別途定める施設について

昭和63年6月14日
建設省都下管発第18号 都道府県
下水道担当部長宛建設省都市局下
水道部下水道管理指導室長通知

下水道処理施設維持管理業者登録規定の施行及び運用について（昭和62年9月18日建設省都下管発第11号）記3(1)口の「下水道管理指導室長が別途定める施設」を下記のとおり定める。

なお、下水道の維持管理を民間委託する場合には、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）が制定された趣旨に配慮されたい。

この件に関しては、厚生省と協議済みである。

おって、この旨貴管下市町村（指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

次の全ての要件を満たす集合処理施設である合併浄化槽及び地域し尿処理施設

- 1 処理対象人員又は計画処理人口が5,001人以上であるものであること。
- 2 処理方式が活性汚泥法又はこれに類する処理法であるものであること。
- 3 合併浄化槽については、尿尿浄化槽の構造（昭和55年建設省告示第1292号又は昭和44年建設省告示第1726号）第6に定める構造のものであること。
- 4 地域し尿処理施設については、生物化学的酸素要求量に係る放流水の水質が日間平均値20mg/ℓ以下の構造のものであること。